

大田原市いじめ防止基本方針

平成27年3月

(平成30年8月改訂)

大田原市・大田原市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止のための対策の基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの防止に向けた方針	2
第2章 いじめの防止等のために大田原市が実施する施策	5
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	5
2 大田原市（教育委員会を含む）が取り組む主な施策	5
3 その他の事項	7
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8
1 学校いじめ防止基本方針の策定	8
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	9
3 学校が取り組む主な施策	10
第4章 重大事態への対処	12
1 重大事態の発生と調査	12
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	16
3 栃木県教育委員会の助言及び援助	16

はじめに

大田原市では、これまでも、「いじめは絶対に許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」、「いじめを防止するためには、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していく」との考えの下、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談員の配置など、様々ないじめ防止対策を進めてきました。

また、「大田原市子ども権利条例」を平成25年4月1日から施行し、子どもの権利を保障することに関しても定めています。

国会においては、平成25年6月28日、「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項について定められています。

大田原市は、改めて、いじめの防止等のための対策を確認するとともに、総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「大田原市いじめ防止基本方針」を策定します。

第1章 いじめの防止のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

また、いじめを認知した場合でも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応することも考えられる。いじめには多様な態様があることを踏まえ、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめの防止に向けた方針

(1) いじめの防止

いじめの問題の根本的な解決のためには、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」ことを踏まえ、全ての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせるこ

となく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己重要感や充実感を感じられる学校づくりを進める必要がある。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが必要である。

学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況など、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、個人面談や情報収集を図るなど、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して情報を収集するなど、地域ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について

て、市教育委員会作成のフローチャートや校内研修などを通じて、理解を深めておくことが必要である。また、いじめの問題を担任一人で抱え込むことなく、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をしなければならない。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、地域、家庭の連携が必要である。例えば、市教育委員会や学校から、いじめに対する考え方や指導体制、相談方法等について保護者へ発信したり、学校運営協議会やPTAといじめの問題を協議したりするなど、地域ぐるみの対策を積極的に図ることが必要である。

異なる年齢を含めた児童生徒や大人との関わりを持つことで、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようになり、いじめの防止や早期発見につながる可能性もあることから、子供会育成会や公民館等の事業などの地域の活動への参加を図ることも重要である。

また、PTAや地域と協議する機会等を設定する場合は、個人情報やプライバシーの問題を踏まえ、慎重に対応することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校や市教育委員会の児童生徒への指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（大田原警察署、県北児童相談所、医療機関、法務局など）との適切な連携が必要であり、そのためには、平素から学校や市教育委員会と関係機関の情報共有体制を構築しておくことが必要である。また、いじめに関する組織を新設・拡充し、組織的な対応の強化を図る必要がある。

第2章 いじめの防止等のために大田原市が実施する施策

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 「大田原市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

大田原市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携を図るため、「大田原市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

この協議会は、法務局、学校、教育委員会、児童相談所、警察署、健康福祉センター、医療機関、民生委員、保育園、幼稚園の関係者、市福祉部局などの機関、団体の委員により構成する。

(2) 「大田原市いじめ問題対策推進委員会」の設置

市教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、大田原市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために市教育委員会の附属機関として、「大田原市いじめ問題対策推進委員会」を設置する。

この委員会は、弁護士、医師、学識経験者や心理及び福祉の専門家で組織するものとする。また、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

なお、この委員会は、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の学校の設置者としての調査組織を兼ねるものとする。

2 大田原市（教育委員会を含む）が取り組む主な施策

(1) いじめの防止

- 児童生徒の自己重要感を高めることが、いじめの防止に資することを踏まえ、「ありがとう運動」を推進する。
- 学校教育活動全体を通して、児童生徒一人一人に存在感や達成感を与えるとともに、思いやりの心や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるために、学業指導、道徳教育、人権教育、特別活動、教育相談の充実を図る。
- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の連携の強化、民間団体への支援、その他必要な体制を整備する。
- 保護者が法に規定された責務を認識し、児童生徒の規範意識を高めるための指導を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など家庭への支援に努める。

- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。
- 児童生徒指導に係る体制等の充実のための教諭及び養護教諭等の配置、心理及び福祉等に関する専門的知識を有する者であって、教育相談やいじめの対処に関し助言を行う、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの確保等の必要な措置に努める。
- 学校におけるいじめの防止や実態把握の取組等について、状況等を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストなどを配布し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- 各学校において、インターネットやソーシャルメディア利用に関する研修会を開催するなど、いじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図るよう推進する。

(2) いじめの早期発見

- 児童生徒、保護者及び当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTA、学校運営協議会、地域の関係団体など、学校、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関や関係団体の取組を支援するとともに、学校や関係機関と連携しながら、インターネットを通じて行われるいじめに早期発見・早期対応できる体制を整備する。

(3) いじめへの対応

- 市教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(4) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

- 市教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- 学校運営協議会を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

3 その他の事項

- 大田原市は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置及びその他人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- 大田原市は、当該基本方針を、様々な状況を踏まえたうえで、適宜見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 市教育委員会は、学校が策定した学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づいて、国の基本方針、大田原市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。

学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その具体的な内容として、例えばいじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることなどが必要である。

また、例えば、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることなどが必要である。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、公開する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが重要であることを意味している。

また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施にあたっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には、

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

などが想定される。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

当該組織を構成する第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や

部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「企画会議」「児童生徒指導部会」「いじめ対策委員会」等の名称で組織を置いているが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称は各学校の判断による。

また、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することが必要である。

3 学校が取り組む主な施策

(1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止では、ありがとう運動や学業指導を推進し、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめ防止に資する活動に取り組む。そして、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽

視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの解消については、単に謝罪をもって安易にできるものではない。「いじめが解消されている状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

i) いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、個々の状況に応じて目安にかかわらず、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒の状況を注視したうえでいじめの解消の判断をする。

ii) いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめられた児童生徒およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒の安全・安心を確保する責任を有する。

上記の「いじめが解消されている状態」とは、あくまで一つの段階に過ぎないが、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、学校の教職員は、当該事案のいじめられた児童生徒といじめた児童生徒の状況を日常的に深く観察する必要がある。

(4) 学校関係者評価の活用

学校運営協議会による学校の教育活動の観察や意見交換を通じて、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味している。また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は市教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、法第22条の規定により設置された組織が事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、状況を十分把握したうえで、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。

(3) 調査の趣旨および調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

教育委員会が調査を行う際には、「大田原市いじめ問題対策推進委員会」

を招集し、これが調査にあたる。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめの原因や背景としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査にあたっては、栃木県教育委員会作成の「いじめの理解と対応」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携したりして対応にあたる必要がある。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、そ

の後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査にあたり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は市教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うにあたり、学校又は市教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を選出し当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教育委員会の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤

解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言（2008）を参考にする必要がある。

（5）調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は市教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

（6）その他留意事項

第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（1）再調査

第4章1（5）ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めると

きは、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

(2) 「大田原市いじめ問題調査委員会」の設置

市長は、再調査を実施する機関として、「大田原市いじめ問題調査委員会」を設置する。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

3 栃木県教育委員会の助言及び援助

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定によるほか、重大事態への対処に関する事務の適正な処理を図るために必要がある場合には、栃木県教育委員会に対して助言及び援助を要請する。